

○文部科学省告示第十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月八日

文部科学大臣 下村 博文

恋人のポートレート	恋人たち	私の祖父母、両親そして私 (家系図)	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。)の名称
同右	同右	ニューヨーク 近代美術館 (館長 グレ ン・ローリー)	指定美術品等 の所有者の氏 名又は名称及 び法人にあつ ては、その代 表者の氏名
同右	同右	平成二十五年 二月八日	指定をした日
同右	同右	平成二十五年 十月一日まで	指定の有効期 間
同右	同右	森ビル株式会社 代表取締役社長 辻 慎吾 東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー	指定美術品等を公開しようとする 者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	森美術館 東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー五十三階 平成二十五年四月二十六日から同年 九月一日まで	指定美術品等を公開する予定の施設 の名称及び所在地並びに指定美術品 等を公開する予定の期間